

# 平成26年度 定期監査結果

佐渡市監査委員は、定期監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次  
佐渡市監査委員 中川 隆一

## 監査の対象部署

地域振興課、農業委員会、羽茂支所・赤泊行政サービスセンター、会計課、学校教育課、建設課、消防本部、総務課、両津病院、相川病院、上下水道課、財務課、世界遺産推進課

## 監査の結果

監査の結果、一部に不適切な事務処理が見受けられた。指摘事項及び監査委員の意見は次のとおりである。なお、軽微な事項については、口頭により関係課に改善を要望した。

## 指摘事項及び監査委員の意見

### 1 地域振興課

#### (1) 平成25年度元気な地域づくり支援事業

ア 補助の対象経費にない食糧費や旅費を対象としていた事例、事業目的に当てはまらない行政サービスセンターの維持管理費用を対象としていた事例があった。

イ 同一目的の事業に対して補助金

と原材料費を支給し、その合計額が補助金の限度額を超えているものがあつた。

ウ 概算払後に必要な実績報告等の事務手続きをしていないものがあつた。

#### (2) 平成25年度佐渡おこしチャレンジ事業

事業の完了を確認しないまま補助金を支出していた。また、資料が不足して活動内容の確認ができないまま補助金額を確定しているものや補助金変更交付申請等の手続をせずに事業内容の変更を行っている団体に補助金を支出しているものなどがあつた。

#### 【監査委員の意見】

元気な地域づくり支援事業は、実施要綱、補助金交付要綱、リーフレット、Q & A等に事業の実施方法や条件等を規定しているが、その規定にそぐわない事例が見受けられた。また、これらの実施要綱や事業採択条件等がいまいで基準が明確で

ないので、見直しにより支援事業の有効性と公平性を保つよう検討されたい。

佐渡おこしチャレンジ事業においては、実績報告に対する厳正な検査が行われないまま補助金を交付した事例がいくつも見受けられた。

補助金等交付規則に則り、厳正に検査を行い、補助金決定の内容及びこれに付した条件に適合しない場合には、是正のための措置や決定の取り消し、補助金の返還等必要に応じた処理をされたい。

## 2 農業委員会

### (1) 平成25年度全国農業新聞の購読拡大の取組

全国農業新聞の購読拡大の取組を公務として行い、その普及拡大のための維持対策費、奨励金等の助成金を毎年、農業委員会が受け取っていたが、市の一般会計への収入とはせず、農業委員会事務局にて現金により管理し、飲食費や慶弔費等、公費として認められないような支出をしていた。

### (2) 平成25年度農地制度実施円滑化事業

遊休農地の防止対策が目的の当該事業において、その目的達成のために農地利用状況調査を行っていた。遊休農地の発生が確認されれば、この調査と並行して、農地法第30条第

3項による農業委員会の指導が必要となるが、この指導計画が作成されておらず、指導件数の実績が過少となつていた。

#### 【監査委員の意見】

全国農業新聞の購読拡大の取組は、農家への情報提供業務であり、事務処理を農業委員会事務局で公務として行うことは問題ないが、その業務により収入となる助成金は公金として取り扱うべきものであり、前述のような用途に支出することは不適切であり、早急に是正を求める。

農地制度実施円滑化事業の補助金に対する予算の支出手続は、適正に行われているものの、事業の効果及び目的達成の実績という点では、遊休農地対策としての指導実績が過少であり、不十分であつた。

遊休農地対策としての事業効果の発現のために、指導計画を作成の上、農地法に基づく指導を徹底されたい。

### 3 羽茂支所・赤泊行政サービスセンター

#### (1) 財産管理に関する事項

物品台帳の所管替え手続や記録誤りなど台帳整備の不備が見受けられ、決算書添付の備品一覧と整合しないものがあつた。

#### 【監査委員の意見】

財産管理に関する事項については、平成25年度の定期監査において全庁